

○富山市まちなか賑わい広場等条例

平成19年3月26日

富山市条例第26号

改正 平成21年9月24日富山市条例第49号

平成25年3月27日富山市条例第20号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成28年6月17日富山市条例第57号

平成31年3月26日富山市条例第9号

令和2年3月26日富山市条例第27号

(設置)

第1条 中心市街地において、市民の交流を促進し、賑わい^{にぎ}を創出するため、富山市まちなか賑わい広場等（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|----------------|
| 富山市まちなか賑わい広場 | 富山市総曲輪三丁目8番39号 |
| 富山市総曲輪西広場 | 富山市総曲輪三丁目10番6号 |

(事業)

第2条の2 広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中心市街地の賑わい^{にぎ}の創出に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第2条の3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に富山市まちなか賑わい広場（以下「賑わい広場」という。）の管理を行わせ

るものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 賑わい広場及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 賑わい広場に係る第2条の2各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 賑わい広場に係る第3条及び第5条の規定による承認に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、賑わい広場の管理に関し市長が必要と認める業務

(専用等の使用時間)

第2条の5 次条第1項各号に掲げる行為をするために広場を使用し、又は第5条第1項の規定により広場を専用して使用することができる時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

2 富山市総曲輪西広場（以下「総曲輪西広場」という。）における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「指定管理者は、」とあるのは「市長が」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」とする。

(行為の制限)

第3条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（総曲輪西広場にあつては、市長。以下この条から第7条まで及び第12条において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、第5条第1項の承認に係るものについては、この限りでない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 募金その他これらに類する行為をすること。

- (4) 物品の販売その他これらに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が広場の管理に支障があると認める行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り前項の承認を与えることができる。

3 第1項の承認には、広場の管理上必要な条件を付することができる。
(行為の禁止)

第4条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項及び次条第1項の承認に係るものについては、この限りではない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が広場の管理に支障があると認める行為をすること。

(専用使用の承認)

第5条 市民の交流を促進し、賑^{にぎ}わいを創出するため、広場の全部又は一部を専用して使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、広場の管理上必要な条件を付することができる。
(使用の不承認)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、第3条又は第5条の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第3条第3項又は第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金等)

第8条 賑わい広場の使用者は、指定管理者に賑わい広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第1に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

4 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 総曲輪西広場の使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

6 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金等の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる。

2 総曲輪西広場における前項の規定の適用については、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「規則で定める場合に該当するときは」とあるのは「市長」と、「規則で定める場合に該当するときは」とあるのは「市長」と、

は、規則で定める額の利用料金」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、使用料」とする。

(利用料金等の還付)

第10条 既納の利用料金又は使用料（以下「利用料金等」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金等の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき（第7条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条から第12条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 24 日 富山市 条例 第 49 号）

（施行 期日）

- 1 この 条例は、平成 22 年 4 月 1 日 から 施行する。

（経過 措置）

- 2 この 条例の 施行の 日の 前日 までに、この 条例による 改正前 の 富山市 まちなか 賑わい 広場 条例 第 3 条 第 1 項 及び 第 5 条 第 1 項 の 規定により した 承認 又は これらの 規定により された 承認 の 申請は、この 条例による 改正後 の 富山市 まちなか 賑わい 広場 条例 第 3 条 第 1 項 及び 第 5 条 第 1 項 の 規定により した 承認 又は これらの 規定により された 承認 の 申請 と みなす。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日 富山市 条例 第 20 号）

この 条例は、平成 25 年 4 月 1 日 から 施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 富山市 条例 第 4 号）抄

（施行 期日）

- 1 この 条例は、平成 26 年 4 月 1 日 から 施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 17 日 富山市 条例 第 57 号）

この 条例は、規則で 定める 日から 施行する。

（平成 28 年 6 月 29 日 規則 第 84 号で 平成 28 年 7 月 1 日 から 施行）

附 則（平成 31 年 3 月 26 日 富山市 条例 第 9 号）抄

（施行 期日）

- 1 この 条例は、平成 31 年 10 月 1 日 から 施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 富山市 条例 第 27 号）

この 条例は、令和 2 年 4 月 1 日 から 施行する。

別表 第 1（第 8 条 関係）

| 種別 | 使用時間区分による金額（円） | | | | 超過料 金 1 時 間につ |
|----|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|
| | 10 時～ 14 時 | 14 時～ 18 時 | 18 時～ 22 時 | 10 時～ 22 時 | |

| | | | | | | き (円) | |
|----------------------------------|-------------|-------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為による使用の場合 | 平日 | 1,320 | 1,650 | 1,650 | 3,300 | 500 | |
| | 日曜日、土曜日及び休日 | 2,200 | 2,750 | 2,750 | 5,500 | 830 | |
| 第5条第1項の規定により広場を専用して使用する場合 | 全面使用 | 平日 | 57,200 | 71,500 | 71,500 | 143,000 | 21,450 |
| | | 日曜日、土曜日及び休日 | 88,000 | 110,000 | 110,000 | 220,000 | 33,000 |
| | 2分の1使用 | 平日 | 39,600 | 49,500 | 49,500 | 99,000 | 14,850 |
| | | 日曜日、土曜日及び休日 | 61,600 | 77,000 | 77,000 | 154,000 | 23,100 |
| | 5分の1使用 | 平日 | 17,600 | 22,000 | 22,000 | 44,000 | 6,600 |
| | | 日曜日、土曜日及び休日 | 26,400 | 33,000 | 33,000 | 66,000 | 9,900 |
| | 附属設備 | | 規則で定める額 | | | | |

備考

1 「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17

8号) 第3条に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。

2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 使用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

別表第2 (第8条関係)

| 種別 | | 使用時間区分による金額 (円) | | | | 超過料金1時間につき(円) |
|-------------------------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| | | 10時 ～14時 | 14時 ～18時 | 18時 ～22時 | 10時 ～22時 | |
| 第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為をする場合 | 平日 | 660 | 830 | 830 | 1,650 | 250 |
| | 日曜日、土曜日及び休日 | 1,100 | 1,380 | 1,380 | 2,750 | 420 |
| 附属設備 | | 規則で定める額 | | | | |

備考

1 「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。

2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

4 使用者が第5条第1項の規定により承認を受けた者である場合であって、当該承認に係る第3条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為をする者が複数あるときの使用料(附属設備の使用料を除く。)の額は、この表に定める額に当該行為をする者の数を乗じて得た額とする。

